

## 鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。）に定める鳥取県中小企業小口融資実施要領（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。）に係る融資を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）が、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）に係る利子負担に対し支援することにより、新型コロナウイルスにより影響を受けた者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、借入金に対する利子の返済（以下「間接補助事業」という。）に対して、36か月以内の期間において、その全部または一部の額の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）以下とする。  
ただし、債務の不履行等により生じた遅延利息等は対象としない。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年2月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(指示等の報告)

第7条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第8条 市町村長は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年2月14日以降の利子負担から令和3年1月31日までに融資実行されたものの利子負担に対して適用する。

〇〇年度鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業計画(報告)書

1 事業の内容

借入者名	借入 金融機関	借入金額  (円)	借入期間	補助対象利払期間				売上高等の要件			今年度補助 対象利払額 [D] (円)	市町村		県	
				今年度分		過年度交付済分		売上高等		減少率 [C] (1-A/B) *100		補助率 [E]	利子補助額 [F] = [D] * [E] (円)	補助率 [G]	利子補助額 [H] = [F] * [G] (円) 千円未満切捨
				期間	月数 (月)	期間	月数累計 (月)	令和〇年 [A]	(A)の前年 [B]						
			～	～		～		年 月			#DIV/0!			1 / 2	0
			～	～		～		年 月			#DIV/0!			1 / 2	0
			～	～		～		年 月			#DIV/0!			1 / 2	0
			～	～		～		年 月			#DIV/0!			1 / 2	0
			～	～		～		年 月			#DIV/0!			1 / 2	0
			～	～		～		年 月			#DIV/0!			1 / 2	0
合 計											0	/	0	/	0

(注) 補助対象利払期間は、前年度の1月から3月及び当該年度の4月から12月の期間のうち、利子を支払った期間を記入する。

2 事業完了予定年月日(完了年月日)

3 添付書類

[交付申請時のみ]

- (1) 借入申込書の写し。ただし、借入者単位で初回の申請時にのみ添付すればよいこととする。
- (2) 融資資金に係る償還(計画)表の写し及び利息計算書の写し。

[実績報告時のみ]

- (1) 金融機関への利子の支払を証明できる書類の写し(金融機関が発行した利子払込証明書等)。

・上記のほか、知事が必要と認める書類。

〇〇年度鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業収支予算（精算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 (又は、本年度精算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
県補助金					
市町村費					
計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 (又は、本年度精算額) 円	対比増減		備考
			増 円	減 円	
鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業費					
計	0	0	0	0	

第 年 月 日 号

市町村長 様

鳥取県知事

〇〇年度鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県令和2年度中小企業小口融資特別金融支援事業補助金（令和2年5月1日付第202000032088号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。